



2023年6月19日

各 位

会 社 名 日本ホスピスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 正
(コード：7061 東証グロース)
問合せ先 常務取締役管理本部長 加藤 晋一郎
(TEL. 03-6368-4154)

株式売出しにおける当社指定の販売先による当社株式の取得合意に関するお知らせ

当社が2023年6月16日開催の取締役会において決議いたしました当社普通株式の売出しに関し、当社は同日付の「株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」(以下「6月16日付プレスリリース」という。)において、引受人が、当社の指定する販売先として、当社の資本業務提携の相手先であるスギホールディングス株式会社(以下「指定先」ということがある。)に対し、引受人の買取引受による売出しの対象となる当社株式のうち1,600,000株を販売する予定である旨を公表いたしました。

当該公表後、指定先は、当社に対し、引受人の買取引受による売出しの対象となる当社株式のうち、1,600,000株を取得する旨を合意いたしましたので、お知らせいたします。また、これに伴い、6月16日付プレスリリースの記載内容が変更されますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 販売先の指定について

(1) 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	スギホールディングス株式会社
	本店の所在地	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第41期(自2022年3月1日至2023年2月28日) 2023年5月31日 関東財務局長に提出
b. 当社と指定先との関係	出資関係 (2023年6月19日現在)	・当社が保有している指定先の株式の数:該当事項はありません。 ・指定先が保有している当社の株式の数:該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。

ご注意: この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

	技術又は取引等の関係	指定先は、当社と資本業務提携契約を締結しております。一部施設を賃貸しております。
c. 指定先の選定理由		指定先との協力関係を一層強化するものであり、ホスピス住宅事業の展開促進を図るとともに、入院・外来から、居宅における在宅医療・介護、その後のホスピス住宅における在宅医療・介護までの患者様体験を一気通貫でサポートする体制を構築することで、ご利用者の満足度やエンゲージメントの向上に資するという観点から、指定先として選定しております。
d. 販売しようとする当社株式の数		1,600,000株
e. 株券等の保有方針		指定先が保有した株式については、資本業務提携の継続を前提として、原則として中長期的に保有を継続する意向であることを確認しております。 なお、指定先は、野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、指定先の払込みに要する財産の存在について、指定先が2023年5月31日に関東財務局長に提出した第41期有価証券報告書により、当該指定先が上記1,600,000株の払込みに要する現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。
g. 指定先の実態		指定先は、株式会社東京証券取引所に上場しており、指定先が2023年5月31日に株式会社東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、指定先及びその役員が反社会的勢力とは一切関係を有していないものと判断しております。

(2) 株式等の譲渡制限

指定先は、引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意をしております。その内容につきましては、後記「Ⅱ. 6月16日付プレスリリースの変更箇所 <ご参考> 4. ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 売出条件に関する事項

引受人の買取引受による売出しにおける当社株式の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

(4) 引受人の買取引受による売出し後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の割 合 (%)	引受人の買 取引受によ る売出し後 の所有株式 数 (株)	引受人の買取 引受による売 出し後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	-	-	1,600,000	19.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	602,700	7.50	602,700	7.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	366,800	4.57	366,800	4.57
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	295,900	3.68	295,900	3.68
高橋 正	神奈川県足柄下郡真鶴町	295,000	3.67	295,000	3.67
MSIP CLIENT SECURITIES	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U. K.	182,045	2.27	182,045	2.27
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO	178,600	2.22	178,600	2.22
加藤 晋一郎	愛知県尾張旭市	151,000	1.88	151,000	1.88
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	149,200	1.86	149,200	1.86
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	120,914	1.50	120,914	1.50
計	—	2,342,159	29.15	3,942,159	49.07

(注1) 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2022年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

(注2) 引受人の買取引受による売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受による売出し後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2022年12月31日現在の株主名簿に記載された所有株式数、所有議決権数及び総議決権数に対して、引受人の買取引受による売出し分を加味し、指定先への販売に対する申込みが全て行われたうえで、さらに野村證券株式会社によるグリーンシュエーションの行使が全て行われたと仮定して算出した数値を記載しております。

(注3) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び引受人の買取引受による売出し後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

II. 6月16日付プレスリリースの変更箇所（※ 変更箇所は_____ 罫で示してあります。）

<ご参考>

3. 配分先の指定について

(変更前)

引受人は、当社の指定する販売先として、当社の資本業務提携の相手先であるスギホールディングス株式会社（以下「指定先」という。）に対し、引受人の買取引受による売出しの対象となる当社株式のうち、1,600,000株を販売する予定です。

(変更後)

引受人は、当社の指定する販売先として、当社の資本業務提携の相手先であるスギホールディングス株式会社（以下「指定先」という。）に対し、引受人の買取引受による売出しの対象となる当社株式のうち、1,600,000株を販売する予定です。指定先の状況等につきましては、2023年6月19日付で公表いたしました「株式売出しにおける当社指定の販売先による当社株式の取得合意に関するお知らせ」における「I. 販売先の指定について」をご参照ください。

4. ロックアップについて

(変更前)

<前略>

(2) 引受人の買取引受による売出しに関連して、指定先に、野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨を約していただく予定です。

上記の場合において、野村証券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有する予定です。

(変更後)

<前略>

(2) 引受人の買取引受による売出しに関連して、指定先は、野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。